

平成12年（ネ）第514号 診療報酬請求控訴事件

控訴人 社会保険診療報酬支払基金

被控訴人 外川 正

控訴理由書

平成13年1月24日

仙台高等裁判所第2民事部 御中

控訴人指定代理人 近藤裕之

草薙秀雄

渡邊敬治

控訴人訴訟代理人 川本 務

第1	本件事案の概要等	4
1	事案の概要	4
2	本件の争点	4
第2	証拠により認定できる事実	4
1	被控訴人の患者2名に対する診療経過	4
	(1) A子患者について	5
	(2) B子患者について	5
2	算定告示の趣旨、目的	5
	(1) 歯周治療用装置について、独立して高い算定をしていた趣旨、目的等	5
5	ア 算定告示が定める歯周治療用装置と認定するための要件、その趣旨、目的	6
	イ 歯周治療用装置の機能、目的	7
	(2) 暫間被覆冠の処置につき独立した点数評価をしていない趣旨	8
	(3) 両者の相違点の整理	8
3	歯周治療用装置の点数算定要件の解釈	9
	(1) 「治療計画書に基づき」との要件	9
	(2) 「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」との要件	9
	(3) 「残存歯の保護と咬合の回復のため」との要件	10
第3	本件各被覆冠の歯周治療用装置非該当性と原判旨の誤り	11
1	「治療計画書に基づく」との要件について	11
	(1) 治療計画書、カルテの歯周治療用装置の装着予定の記載の要否	11
	ア 本件各被覆冠の治療計画書、カルテ上の記載の不存在	11
	イ 判旨内容	11
	ウ 判旨の誤り	12
	(2) 「除石」、「RCT」、「ブリッジの装着」の記載と歯周治療用装置の装着予定	13

(3)	実務の運用との関係	13
(4)	実際の治療経過との関係について	14
ア	判旨の内容等	14
イ	判旨の誤り	15
(5)	まとめ	18
2	「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」との要件について	18
(1)	判旨の内容	18
(2)	判旨の誤り	18
3	「咬合の回復と残存歯の保護のため」との要件について	22
(1)	A子患者の処置について	22
(2)	B子患者の処置について	23
(3)	まとめ	23
4	最終的治療処置との二重評価について	23
(1)	判旨の内容	24
(2)	歯周治療目的の不存在	24
(3)	被控訴人の点数算定の経緯と最終的治療処置との二重評価	24
第4	結語	25

控訴人の主張は、基本的には原審口頭弁論期日において陳述したとおりであるからこれを援用するが、原判決には、明らかな事実誤認、経験則、採証法則違反、算定告示等の解釈の誤りが存し、取消しを免れないので、控訴人は本書面において本件事案の概要、争点等を整理し、原審における主張を補足・敷衍するとともに、原判決に対する不服の理由を明らかにする。

第1 本件事案の概要等

1 事案の概要

本件は、保険医療機関の指定を受け、歯科医院を開業する保険医である被控訴人が、2名の患者の治療に当たり装着した被覆冠が、健康保険法43条の9を受け、厚生大臣の告示に係る「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（点数表）」（以下「算定告示」という。）の定める「歯周治療用装置」に当たるとして、所定点数を算定して診療報酬請求をしたところ、控訴人が、右被覆冠は歯冠修復の製作に係る一連の診療行為における「暫間被覆冠」であり、その点数は最終的治療である歯冠修復等の所定点数に含まれるとして、減点査定をしたため、被控訴人が右減点査定に係る診療報酬相当額の支払を求めた事案である。

2 本件の争点

本件の争点は、本件被覆冠1ないし3（以下、これらを併せて「本件各被覆冠」という。）について、最終的治療とは独立の点数算定が認められるか否か、すなわち、右各被覆冠が暫間被覆冠にすぎないか、それとも歯周治療用装置に当たるかである。

第2 証拠により認定できる事実

1 被控訴人の患者2名に対する診療経過

被控訴人は、その患者であるA子患者（以下「A子患者」という。）及びB子患者（以下「B子患者」という。）に対し、以下の診療を施した。

(1) A子患者について

被控訴人は、A子患者に対し、平成5年11月6日から平成7年6月23日までの間、右上7番及び同4番ないし左上5番、右下6番ないし左下6番の歯牙について歯周疾患（P1という軽度のもの。）の、左上1番、2番、右上1番、2番の歯牙について歯根膜炎（齶歯が深く歯根の内部に進行した状態をいう。）の各歯科治療を実施した。この間、被控訴人は、カルテの「治療計画書」欄に「除石」、「RCT」（「根管治療」をいい、根管内容物の除去、清掃を行うことである。）と記載し、適応検査、精密検査を行い、その後、歯周初期治療、歯科衛生士の実地指導、歯周疾患指導、除石、感染根管処置等を行った。

本件で問題となるのは、右上1番、2番、左上1番の各歯牙についての治療であるが、被控訴人のカルテ（甲第6号証）によれば、右各歯牙の治療経過等の詳細は別紙1のとおりである。

(2) B子患者について

被控訴人は、B子患者に対し、平成6年12月7日から平成7年8月1日までの間、右上7番、6番、同4番ないし左上7番、右下8番、7番及び同5番ないし左下5番、7番の各歯牙につき、歯周疾患（A子患者と同様、P1という軽度のものである。）の、左上4番につき歯根膜炎の歯科治療を実施した。この間、被控訴人は、カルテの「治療計画書」欄に「除石」、「Cr」（「ブリッジ」の意味。）と記載し、適応検査、歯冠研磨、歯科衛生士の実地指導、精密検査、除石、感染根管処置等を行った。

本件で問題となるのは、右上4番ないし6番の各歯牙についての治療であるが、被控訴人のカルテ（甲第7号証）によれば、右各歯牙についての治療経過等の詳細は別紙2のとおりである。

2 算定告示の趣旨、目的

(1) 歯周治療用装置について、独立して高い算定をしていた趣旨、目的等

ア 算定告示が定める歯周治療用装置と認定するための要件、その趣旨、目的
算定告示（乙第9号証）は、歯周治療用装置について、最終的治療の着手時にとられる処置（メタルコア（歯の支台となる建造物）、ブリッジの印象採得、歯冠形成（最終的な修復物を入れるため歯を削ること））及び最終的治療措置である歯冠修復（削った歯に修復物を入れること）、欠損補綴（歯がない部分に入れ歯を入れること））であり、それぞれにつき、所定の点数算定が認められる。）とは別に、独立の点数算定を認め、被覆冠1歯につき50点と定めている。

そして、厚生省保険局医療課長及び同省同局歯科医療管理官の都道府県民生主管部（局）、保険主管課（部）長及び国民健康保険主管課（部）長宛平成6年3月16日付け保険発第25号「新診療報酬点数表の制定（昭和33年告示の全部改正）等に伴

う実施上の留意事項について（通知）」（以下「保険発25号通知」という。）は、算定告示の解釈指針を定めており、右通知によれば、歯周治療用装置の点数算定が認められるための要件は、・治療計画書に基づき、・最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間、・残存歯の保護と咬合の回復のために行うことである（乙第11号証の206頁の「4 歯周治療用装置」の項目）。

これは、我が国において歯周疾患（歯周組織に原発し、歯周組織を破壊し、その機能を侵す病的状態であり、その大半はプラーク中の細菌が原因となる。）は、抜歯される歯の半数近くの原因を占める国民病ともいわれ、全国の歯科治療において、歯周疾患に対する効果的な治療を奨励し、推進するための施策をとる必要があったことから、昭和60年4月から導入された歯科診療におけるP・型治療（治療計画書に基づき、適応検査、精密検査を行った上、歯周初期治療を行い、再評価検査によりその効果を確認しつつ、長期間をかけて計画的、段階的治療を実施するものであり、治療計画書に基づかないP・型治療と区別される（乙第24号証、証人鴨井久一尋問調書5枚目裏ないし14枚目表）。）に準拠して定められたものである。

なお、平成8年3月、P・型、P・型の治療区分が廃止されたことから、算定告示等も改正され、歯周治療用装置は、歯周初期治療によっても十分な治療効果の得られない重症の歯周疾患について、歯周外科手術を行い、当該手術と併行して用いられた場合に算定されることとされた（証人鴨井久一尋問調書21枚目表、57枚目ないし59枚目）。

イ 歯周治療用装置の機能、目的

P・型治療において、治療計画樹立後、適応検査、精密検査の結果、古い冠等の辺縁不適合物（歯肉に適合しない既存の修復物をいい、歯周治療の妨げとなる。）があれば、これを除去することになるが、辺縁不適合物除去後、歯牙をそのままの状態にしておく、残存歯に悪影響をもたらすだけではなく、かみ合わせが不良となり、前後の歯が傾くなどして、病変により劣化した歯肉に悪影響を及ぼし、咬合性外傷を来すなど歯周疾患を急激に増悪させる危険を生じさせる。そこで、歯周治療の一環として、治療用被覆冠を装着し、残存歯の保護、かみ合わせの改善等を図りながら、除石その他の歯周治療を併せて実施し、少なくとも一か月以上の長期間をかけて歯肉の改善が図られる。歯周疾患治療の基本は、その原因の大半を占めるプラークの除去にあるが、現在の食生活、歯磨きの生活習慣では、日々プラークが付着し易いので、患者にプラークコントロールの重要性を自覚させ、自らそれを実行しようとする動機付けを行い、実践させる必要がある。また、歯科医師としても、患者が清掃しにくい残存プラークを機械的に除去してプラークコントロールを補完し、このような患者と医師との相互協中に基づいた治療を継続する必要がある。そして、再評価検査等により、十分な歯肉の改善が得られたことが確認された場合、印象採得、欠損補綴といった最終的治療が行われる（乙第24号証、前掲鴨井尋問調書）。

このように、歯周治療用装置は、政策的に奨励、推進すべき歯周疾患の積極的治療処置の一環として用いられるが故に、そのような積極的治療が終了した時点でと

られる歯冠修復、欠損補綴等の点数とは別個に、独立の点数算定が認められているのである。

(2) 暫間被覆冠の処置につき独立した点数評価をしていない趣旨

これに対し、暫間被覆冠については、算定告示に、前記最終的治療と独立の点数を認める旨の定めはなく、保険発25号通知は、暫間被覆冠の点数の扱いについて、「歯冠修復及び欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠…の費用は、それぞれの所定点数に含まれる」としている（乙第11号証の222頁の「歯冠修復及び欠損補綴」〈通則〉の9項）。

暫間被覆冠は、歯周治療用装置としての被覆冠と比較し、その外観、材質はほとんど異ならないが、歯周治療用装置のように、歯周疾患の積極的治療の一環として用いられるものではなく、歯周治療が終了し、最終的治療に入る段階で、最終的治療を行うまでの短期間、暫定的に用いられるものである。すなわち、最終的な歯冠修復物やその支台歯を作るまでの間、既存の修復物を除去し、歯を削ったり、型をとったりとする処置（印象採得）がなされるが、右処置を行い、最終的な修復物を入れるまでの短期間、いわば歯に穴が開いた状態となり、このままの状態では、見栄えが悪く、また、感染等のおそれがあるため、暫定的に被覆冠を装着する処置がとられる。これが、暫間被覆冠である（証人鴨井久一尋問調書19枚目裏ないし20枚目裏）。

このように、暫間被覆冠は、最終的修復物を入れるまでの短期間、既存の修復物を除去した歯の審美性保持、感染防止の観点から暫定的に用いられるものであるため、独立の点数算定を認める必要はなく、最終的治療及びその前処置の点数に含めて評価されているのである。

(3) 両者の相違点の整理

以上に述べた歯周治療用装置と暫間被覆冠との相違点を整理すると、前者は、歯周疾患治療のための残存歯の保護、かみ合わせの改善を目的とし、計画的かつ長期の治療に役立つものであることを前提としており、かかる治療を奨励、推進するという政策的意図に基づき独立した高い点数評価がなされているのに対し、後者は、いったん既存の修復物を除去してから最終的な歯冠修復物等を装着するまでの間、一時的な審美性保持、感染防止を目的とする暫定的処置にすぎず、独立した点数評価がされていないという違いがある。

3 歯周治療用装置の点数算定要件の解釈

前述した歯周治療用装置について独立した高い点数評価がなされている目的、趣旨により、算定告示、保険発25号通知の定める歯周治療用装置の要件は、次のように解釈される。

(1) 「治療計画書に基づき」との要件

「治療計画書に基づき」とは、その字義どおり、適応検査、精密検査後に作成される治療計画書それ自体に、歯周治療用装置の装着予定が明記されなければならないことを意味し、また、適応検査、精密検査の段階では、歯周治療用装置を要しないとされたが、その後の再評価検査等の結果、これが必要となった場合には、当然、

その旨の治療計画の変更を要すべきである。そのような治療計画変更がなされないまま当初の治療計画書において予定されていない歯周治療用装置を装着したような場合は、「治療計画書に基づき」とは評価し得ない。

(2) 「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」との要件

P・型の歯周治療は、適応検査、精密検査後、歯周初期治療に入る段階で、前記各検査の結果、歯周治療の妨げとなる辺縁不適合物があれば速やかにこれを除去し、その後、歯周疾患治療を行うため、長期間をかけてプラークコントロール、除石、ルートプレーニング（根面の平滑化）といった歯周初期治療を段階的に進めることが必要不可欠であり、歯科医療の常識でもある。そうすると、歯周治療用装置は、かかる歯周初期治療の段階で装着されるのが常識であり、あるいは、初期治療後に装着する場合であっても、少なくとも、その装着後更に長期にわたる歯周組織の維持、改善のための治療がなされる段階で用いられなければならない。これに対し、暫間被覆冠は、歯冠修復の最終的治療が完了するまでの暫時の間、既存の修復物を除去した歯を被覆、補綴するための処置であり、その目的は、感染防止、歯の審美性保持にある。そうすると、その装着後間もなく前記最終的処置等がとられたような場合は、当該被覆冠は暫間被覆冠にほかならず、前記のように歯周疾患治療のためになされた処置とは評価し得ないことになる。

(3) 「残存歯の保護と咬合の回復のため」との要件

「残存歯の保護と咬合の回復のため」とは、辺縁不適合物除去後、歯をそのままの状態にして長期間にわたる歯周治療を実施した場合、かみ合わせが悪く、また、前後の歯が傾斜するなど歯周疾患の状態をかえって悪化させる要因となることから、そのような状態を防ぎ歯周治療の効果をあげること、すなわち、当該被覆冠が、長期にわたる歯周疾患の積極的治療処置の一環として用いられたことをいうものと解される。したがって、当該被覆冠装着後、治療計画に基づき、長期にわたりプラークコントロール、除石等の歯周治療のための積極的処置が継続されているような場合には、当該被覆冠装着はそのような積極的治療処置の一環と評価し得る。しかし、これらの処置が既に終了し、支台築造や歯冠形成といった最終的治療処置のみが残された段階で装着された被覆冠は、歯周疾患治療を直接の目的とするものではない。かかる被覆冠は、歯冠形成等によりいわば穴の開いたままとなっている歯を歯冠修復等の最終的治療処置をするまでの間、一時的に補綴、被覆して保護するなどのための暫定的処置であるから、一連の最終的治療処置の一環としてその点数評価に含めて取り扱われるべきであり、独立した点数評価をすべきものではない。

第3 本件各被覆冠の歯周治療用装置非該当性と原判旨の誤り

原判決は、本件各被覆冠が明らかに前記要件を満たさないにもかかわらず、歯周治療用装置に当たる旨認定・判断する誤りを犯しているので、以下、その判旨部分に即して、その要件非該当性の根拠と原判決の誤りを明らかにする。

1 「治療計画書に基づく」との要件について

(1) 治療計画書、カルテの歯周治療用装置の装着予定の記載の要否

ア 本件各被覆冠の治療計画書、カルテ上の記載の不存在

被控訴人作成のA子患者、B子患者の各治療計画書（甲第6号証、第7号証の各3枚目）それ自体はもとよりカルテ本体（甲第6号証の6頁以下、第7号証の5頁以下）にすら、本件各被覆冠の装着予定の記載は全くなく、これらが「治療計画書に基づき」装着されたものでないことは明らかである。

イ 判旨内容

しかるに、判旨は、本件各治療当時、治療計画書の記載の程度やその形式については、「臨床所見、症状の経過、評価、実施予定の療法及び療法上の指導計画等が記載されているものをいう。」とされていたほか、算定告示やその解釈通知である25号通知において、特段の定めがなされていたことも認められないから、「治療計画書に基づく」との要件について、臨床所見、症状の経過、評価、実施予定の療法及び療法上の指導計画等を記載した治療計画書（カルテをも含む。）を作成することと、それに従った治療であることを要求する以上に、「歯周治療用装置の装着の予定そのものを治療計画書に記載していないときには歯周治療用装置としての点数を算定しない。」との趣旨まで含んでいると解することはできないと判示する（原判決51、52頁）。

ウ 判旨の誤り

しかし、前記のとおり、算定告示の解釈指針である保険発25号通知が「治療計画書に基づき」という要件を明示している以上、歯周治療用装置の点数算定が認められるためには、その装着予定が治療計画書に明記されていることを要すべきは当然であって、特段の事情がない限り、判旨のいう「歯周治療用装置の装着の予定そのものを治療計画書に記載していないとき」が「治療計画書に基づくとき」に当たるとは解し難い。このように、算定告示の文理解釈上当然の事理が前記告示や通知に明記されていないからといって、これが要件とされていないとするのは極めて不合理な解釈というほかはない。

また、判旨が引用する平成6・3・16保険発25（乙第21号証の160頁の（3））も、「実施予定の療法」を治療計画書に記載すべきものとしており、歯周治療用装置の装着予定も当然に「実施予定の療法」に含まれるから、歯周治療用装置の装着予定を治療計画書に記載しなくてよいとは到底いえない。なお、同通知は、「治療計画書が診療録に付随してこれと一体とみなすことができる状態で作成されている場合には、治療計画書に記載した所定の事項をさらに診療録に記載しなくても差し支えない。」としているが（同号証の162、163頁）、これも当該治療処置が治療計画書に記載されていることを前提に、その場合、これと一体をなすカルテには二重記載を要しないとすものにもすぎず、そもそも治療計画書に当該治療処置の記載を要しないとす趣旨ではない。

（2） 「除石」、「RCT」、「ブリッジの装着」の記載と歯周治療用装置の装着予定

また、判旨は、被控訴人の供述に依拠して、カルテの臨床所見や症状の記載、A子患者の治療計画書の「除石」、「RCT」の記載、B子患者の治療計画書の「ブリッジの装着」の記載から、本件各被覆冠の装着が当然に予定されていたと判示す

る（原判決の48、49頁）。

しかし、被控訴人作成のカルテ（甲第6号証、第7号証）には、判旨のいう臨床所見や症状の記載はあっても、前記「実施予定の療法」としての歯周治療用装置の記載はない。

また、「除石」や「RCT」（根管治療）は、歯周疾患のみならず齲蝕の治療一般において例外なく行われる処置であり、これらの処置をもって歯周治療用装置の装着が当然に予定されているとはいえず（殊に、RCTは、もっぱら齲蝕の処置であり、歯周治療ではない。）、最終的治療処置として「ブリッジの装着」が予定されているからといって、これに歯周治療用装置の装着が当然に伴うものでもない（証人鴨井久一尋問調書22枚目裏ないし23枚目裏、30枚目表ないし31枚目表）。したがって、これらの記載等から歯周治療用装置め装着が当然に予定されていたとは到底解し得ない。

しかるに、判旨は、被控訴人の不合理な供述を安易に容れ、前記鴨井証言の評価に言及することもなく控訴人の前記主張を排斥しており、経験則、採証法則に反し明らかに失当である。

（3） 実務の運用との関係

なお、歯科診療において治療計画書の記載事項や形式が簡略化されている実状が存することもあって、実務上の取扱いの一部には、必ずしも治療計画書それ自体に歯周治療用装置の装着予定が明記されていなくても「治療計画書に基づき」との要件該当性を認める運用が存したことは否定し得ないようである（甲第11号証ないし第14号証）。

しかしながら、同運用は、少なくとも、カルテの記載等や実際の診療経過に照らし、当該被覆冠の装着が当初から治療計画に組み込まれていたと認め得る客観的状況にある場合には、必ずしも治療計画書それ自体には明記がなくても「治療計画書に基づく」治療と認めるといえるものであって、かかる客観的状況がないにもかかわらず同要件の充足性を認めるような運用が存したわけではない。

しかるところ、本件の場合、カルテの記載等や実際の診療経過に照らしても、本件各被覆冠の装着が当初から治療計画に組み込まれていたとの客観的状況はおおよそ見出し難い（この点はさらに後述する。）のであるから、かかる一部の運用を前提としても、前記要件に該当しないことが明らかである。

なお、治療計画書作成の段階では歯周治療用装置装着を要しないとされたが、その後、再評価検査等の結果からこれが必要となる場合もあり得るが、その場合、歯周治療用装置の点数算定が認められるためには、その旨治療計画変更を要すべきところ（証人鴨井久一尋問調書24枚目表）、本件の場合、治療計画書の変更欄にはいずれも「変更なし」との記載が存するのみであって（甲第6号証の4枚目、5枚目の「臨床所見及び治療計画書の評価・変更」欄、第7号証の4枚目の同欄）、治療計画変更は一切なされていないのである。したがって、本件は、そのような場合にも該当しない。

（4） 実際の治療経過との関係について

ア 判旨の内容等

歯周治療用装置の装着は歯周疾患の初期治療の段階でなされるのが通例であり、仮に、初期治療後の段階でなされたとしても、その装着後に歯周疾患治療にふさわしい長期間の治療が行われるべきところ、本件各被覆冠は、最終的治療に入った段階又はその間際になってから、最終的治療がなされるまでの間、暫定的に装着されたものであって、歯周治療用装置に該当しないことは明らかである（控訴人の原審準備書面（一三）の56ないし58頁、59ないし61頁）。

しかるに、原判決は、歯周治療用装置が必ず歯周治療の早期の段階で装着されなければならないという医学的根拠を認めることはできず、25号通知も「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」と規定するにとどまり何らの限定をしていないから、本件被覆冠の装着は、歯周治療の実態から見て、「治療計画書に基づく」治療と解するのが相当であるなどという独自の見解を示している（原判決の53、54頁）。

イ 判旨の誤り

しかし、以下に述べるとおり、前記判示は、本件の歯科治療、歯周疾患治療についての無理解を露呈するものである。

（ア）この点は、本件を理解するための核心部分であるので、本書面7ないし9頁で前述したところを若干補足して主張すると、次のとおりである。

そもそも、歯周治療用装置も暫間被覆冠も、病んだ歯に被覆冠を装着する行為であり、使用する素材や外観にも大差があるわけではなく、外形的にみる限り、医療処置としての差異はほとんどない。それにもかかわらず、両者の点数算定方法に顕著な差異があるのは、次の理由によるものである。

すなわち、歯周治療用装置について高い点数が算定されているのは、歯周組織を維持、改善し咬合を回復するという積極的治療を目的としており、その後に長期にわたる除石その他の歯周治療、再評価検査を行うことを予定していることから、かかる治療を奨励するという医療政策的意図に基づくものである。

他方、最終的治療処置としての歯冠修復等を行うためには、歯科技術的な理由により、いったん既存の修復物を除去したり歯冠形成を行った上、歯の印象を採得する必要があるところ、既存の修復物除去時から最終的治療としての歯冠修復時までの間、当該歯部がいわば穴の開いた状態になるため、主として歯の審美性の保持、細菌感染等防止のための暫定的処置として被覆冠を装着することが不可欠である。しかるに、最終的治療としての歯冠修復等に係る歯冠形成、支台築造、歯冠修復物装着等の点数算定においては、その一環として暫間被覆冠等の処置が採られることを見込んで当該処置の点数を含む相応の点数が算定されているため、暫間被覆冠それ自体については独立した処置としての点数を算定しないこととしたものである。

そうすると、当該処置が歯周治療用装置に当たるか、暫間被覆冠に当たるかを客観的に判定するためには、当該処置自体を対象とするのではなく（前記のとおり両者の外形に差異がない以上、当該処置自体による区別は困難である。）、その後

治療計画書に基づき長期にわたる歯周組織の維持、改善のための積極的治療がなされているか（前者）、その後間もなく最終的治療である歯冠形成、支台築造、歯冠修復物装着等の処置が採られているか（後者）により区別すべきことになる。したがって、歯周治療用装置の装着時期は、他の治療処置との前後関係において、その点数算定の可否を左右する事柄であって、原判決のように「歯周治療用装置が必ず歯周治療の早期の段階で装着されなければならないという医学的根拠を認めることはできない」とし、当該被覆冠の装着時期いかんは、これが歯周治療用装置に当たるか否かの判定と無関係であるかのような見解をとるのは、歯周治療用装置、暫間被覆冠のそれぞれの目的、趣旨を理解しないものであり、失当である。

（イ） もっとも、保険発25号通知は「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」と定め、文言上、歯周治療用装置を歯周治療の早期の段階で装着されたものに限定はしていないことは判旨のとおりである。しかしながら、前述したところからすれば、仮に本件各処置が歯周治療用装置であり、被控訴人があらかじめその装着を計画、予定していたとすれば、本件各被覆冠装着の後に長期にわたる歯周組織の維持、改善のための治療がなされているはずである。

ところが、別紙1、2のとおり、カルテの記載その他の客観的状況に照らし、被控訴人が、A子患者、B子患者のいずれに対しても、本件各被覆冠装着後に、これらの治療を継続的に行った形跡は全くうかがわれず、かえって、本件各被覆冠装着と同時に、又はその後間もなく、メタルコア装着、歯冠形成、歯冠修復物装着等の最終的処置がとられているのである。

そもそも、被控訴人は、別紙1、2のとおり、A子患者については治療開始後1年半近くもの間、B子患者についても半年以上の間、古いブリッジ等を除去しないまま除石等の歯周治療を続けていたのであり、歯周治療用装置が必要であったとすれば、当然、これらの治療に先だって用いられているはずである（殊に、A子患者については、別紙1のとおり、最終的治療の一環であるTEK〈暫間被覆冠〉を複数回付け替えた後、被控訴人が歯周治療用装置と称する本件被覆冠1を装着しており（別紙1）、同被覆冠が歯周治療の必要性が乏しい状況で用いられたものであることが明らかである。）。

したがって、本件各被覆冠の装着が、あらかじめ計画、予定された処置であるとは到底解し得ない。

（5） まとめ

以上のように、本件各被覆冠の装着は、治療計画書の記載はもとより、実際の診療経過に照らしても、「治療計画書に基づき」装着されたものとは到底解し得ず、前記判旨は失当である。

2 「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」との要件について

（1） 判旨の内容

判旨は、標記要件に関し、控訴人の主張に沿って「算定告示及び保険発25号が、メタルコアの印象採得時をもって歯冠形成の開始時としていること」をうかがわせ

る旨判示しつつも、被控訴人の供述に依拠して、「歯周治療の経過・態様には千差万別のものがあり得るところ、歯科医師において、歯肉の状態がある程度改善し、メタルコアの印象採得は可能であるが、歯肉の十分な改善及び歯周治療を終了させるためには再度歯周治療用装置たる被覆冠を装着する必要があるとの判断に至ることもあり得るところである」とし、「このような判断に至った場合、メタルコアの印象採得をせずに、歯周治療用装置たる被覆冠の装着を行ったのみで患者を再度通院させ、歯肉の十分な改善を確認して歯周治療を終了させた後でなければ、メタルコアの印象採得ができないということになると、患者の通院回数を無用に増やすことになり不合理である」旨判示する。

そして、保険発25号通知の「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」との要件は、「歯冠修復着手以降の被覆冠を一切認めない」という形で時期を限定するものではなく、メタルコアの印象採得と同時に行う歯周治療用装置たる被覆冠装着を排除する趣旨ではない旨判示する（原判決58頁ないし62頁）。

（２） 判旨の誤り

ア しかし、歯科治療に千差万別のものがあり得るとしても、算定告示及び保険発25号通知所定の点数算定が認められるためには、その定めに従った治療を行うべきは当然であり、いかなる治療方針によってもよいというものではない。そして、保険発25号通知が「咬合の回復と残存歯の保護のため」という要件のほか、特に「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」という要件を定めていることからすれば、歯冠修復等の最終的治療着手後に用いた被覆冠は、歯周治療用装置として取り扱わないものとする趣旨であることが明らかである。そして、同通知がそのような取扱いをしているのは、最終的治療の段階で装着した被覆冠は、暫間被覆冠として、歯冠修復等に係る歯冠形成、支台築造、歯冠修復物装着等の点数算定に含めて評価され、独立した点数評価に値しないからにほかならない。

原判決が説示する「歯科医師において、歯肉の状態がある程度改善し、メタルコアの印象採得は可能であるが、歯肉の十分な改善及び歯周治療を終了させるためには再度歯周治療用装置たる被覆冠を装着する必要がある」場合というのは、要するに、歯冠修復のため既存の修復物を除去し、メタルコアの印象採得をしようとした時点で、歯周疾患治療がさらに必要であることが判明した場合をいうのであろうが、かかる場合に判旨のいうようにメタルコアの印象採得と同時に歯周治療用装置を装着するなどというのは治療処置として背理である。すなわち、歯周治療用装置を装着するのは、未だ歯周疾患が改善せず、長期にわたり咬合性疾患などを予防しながら同疾患に対する治療を継続する必要があるからであり、最終的治療をなすべき段階ではないからである。これに対して、メタルコアの印象採得を行うのは最終的治療である歯冠修復物を作製するためであるから、既に歯周疾患に対する治療を終え、最終的治療をなすべき段階にあるからである。そうすると両者を同時に行うなどということは治療処置として背理であり、かかる原判決の判旨は医学的知識の欠如を自覚しない故の誤りといわざるを得ない。

仮に、この場合、当該歯科医師が、本来暫間被覆冠に当たるべき処置を、素材を

若干高めのものを使用するなどして処置することにより歯周治療用装置に当たると主張したとしても、かかる処置を歯周治療用装置と解することは、本来暫間被覆冠として他の歯冠修復等の処置の点数に含めて評価され独立した点数評価をすべきでない処置を、歯周治療用装置に当たるとして独立した高い点数評価をすることになり、相当ではないというべきである。

イ（ア） また、原判決は、前記のとおり、「メタルコアの印象採得をせずに、歯周治療用装置たる被覆冠の装着を行ったのみで患者を再度通院させ、歯肉の十分な改善を確認して歯周治療を終了させた後でなければ、メタルコアの印象採得ができないということになると、患者の通院回数を無用に増やすことになり不合理である」と判示するが、このような見解は、控訴人には到底理解が困難である。

（イ） メタルコアの印象採得、歯冠修復のため、既存の修復物除去時に予定されているのは、暫間被覆冠の処置のはずである。同時点で、歯肉に腫脹、発赤、炎症等が存し、未だ積極的治療を要する状態であったとすれば、最終的治療を行っても治療効果を期待し得ないのは明白であるから、更に長期にわたり歯周治療を施し

（かかる場合であれば、治療計画に基づき歯周治療用装置を施すことも可能であろう。）、再評価検査を行って、歯肉の状態が十分改善された時点で改めて最終的治療に着手すべきことになろう。かかる場合に、歯周疾患治療を継続することをもって、「患者の通院回数を無用に増やすことになり不合理である」と解するのは、およそ良識ある歯科医師の判断とかけ離れた見解であり、歯周疾患治療を奨励、推進するのが目的である歯周治療用装置に関する前記点数評価とも矛盾するから、極めて不当である。

（ウ） これに対して、仮に歯肉等に若干の炎症等が残存していることが確認されたが、炎症等の程度が上記よりも軽く、最終的歯冠修復物を装着してもよい程度のものであった場合には、メタルコアの印象採得後、暫間被覆冠を装着し、その後の歯冠修復までの間に、併せて当該軽度の炎症に応じた治療処置をすればよいのであり（したがって、歯周治療用装置の装着は要しないことになる。）、かかる炎症の治療は、歯周治療のように長期間を要するものではあり得ないから、「患者の通院回数を無用に増やすことになる」とはいえない。

ウ（ア） 本件についてこれをみるに、メタルコアの印象採得時に、A子患者の歯肉の状態がなお歯周治療用装置が必要な状態であったとすれば、印象採得時以降も、除石その他の治療処置が継続されたはずであるが、被控訴人は、別紙1のとおり、その後、何らの歯周治療を施すでもなく、わずか1週間後には銀合金メタルコア装着及び硬質レジン前装冠の歯冠形成といった最終的処置を行っている。

そうすると、A子患者のメタルコア装着時に歯肉の改善が不十分であったとは解し難く、むしろ当該時点では歯肉の状態が長期間の積極的治療を要しない程度にまで改善されていたからこそ印象採得を行ったものとみるのが相当である。

（イ） また、判旨は、B子患者に対する被覆冠2は、ブリッジの印象採得の15日前に装着されていることを指摘するが（原判決62頁）、B子患者のカルテ上、前記被覆冠装着後、前記印象採得まで除石その他の歯周治療処置がとられておらず、最

最終的治療処置を残すのみの段階に至っていたのであるから（別紙2参照）、前記印象採得までの15日間は歯周疾患治療に充てられたとは到底解し難い。

（ウ） いずれにせよ、本件において、本件各被覆冠装着後、長期にわたる歯周疾患治療が行われておらず、短期間で歯冠修復がなされているのであって、このことは、同名被覆冠が最終的歯冠修復物を装着するまでの暫時の間、歯を保護することを目的としてなされたことを意味するものにほかならず、これらが暫間被覆冠に該当することは明らかである。そうすると、判旨のように、これと実質的に同一の処置を歯周治療用装置であるというのは、前述のように、両者の医療処置としての意味、目的の違いを理解しないものであり、歯科医療の常識を明らかに逸脱した独自の解釈によるものであって、失当である。

3 「咬合の回復と残存歯の保護のため」との要件について

判旨は、A子患者に対する本件被覆冠1の装着は、平成7年6月6日に同人に対する根管治療は終了したものの、未だ歯肉の炎症が歯冠修復物の印象を採得するのに十分な程には改善されていなかったため、残存歯を保護することなどを目的として行われたものであり、本件被覆冠2及び3は、同年7月4日に同人の右上4番ないし6番の古いブリッジを除去したところ、歯肉に炎症があり、ブリッジの印象採得が可能な程度には至っていなかったため、咬合の回復、残存歯の保護等を目的として装着されたものであり、いずれも「咬合の回復と残存歯の保護のため」のものであると判示する（原判決の53、54頁）。

（1） A子患者の処置について

しかし、「咬合の回復と残存歯の保護のため」とは、前述のように、歯周疾患改善のため、長期にわたり、歯肉等に対し積極的治療をなす目的で被覆冠が用いられることを意味しているところ、別紙1のとおり、A子患者の歯肉の状態は一貫して改善傾向で推移し（A子患者の歯周疾患は、そもそも軽度のものである。）、しかも、本件被覆冠1の装着時点で、除石等の歯周治療は既に終了し、最終的治療の一環であるTEK（暫間被覆冠）が装着されるなどしており、カルテ上も、右時点で、歯肉の状態が未だ改善されていなかったことをうかがわせる記載はない（判旨も言及するとおり、前記被覆冠装着時のカルテには、歯肉の発赤、腫脹、排膿はいずれも「改善」と記載されている。）。また、もとより前記被覆冠装着後長期にわたる歯周組織の維持、改善のための治療が継続的になされた形跡もない。

したがって、右時点で、A子患者の歯肉の状態が、歯周治療用装置装着による積極的治療を要する状態であったとは到底認め難い。

（2） B子患者の処置について

また、B子患者についても、別紙2のとおり、歯周疾患の程度は軽度であったことに加え、本件被覆冠2及び3の装着時には、除石等の歯周治療は既に終了しており、殊に本件被覆冠3の装着は、最終的治療の一環であるメタルコアの印象採得と同時になされている。

被控訴人は、右各被覆冠は、ブリッジ除去後、発赤箇所が見つかったので、その治療のため、本件各被覆冠を装着したかのように供述し、判旨も右供述を採用する

が、前記治療経過に照らせば、仮にそのような発赤箇所が存したとしても、積極的治療を要する程度の歯肉の炎症であるとは認め難い（古い辺縁不適合物を除去した場合、軽度の炎症がしばしば見受けられるが、これは、その除去により自然治癒する程度のものであり、積極的な歯周治療を必要とする程度の炎症ではない。）。現に、上記各装着後、長期にわたる歯周組織の維持、改善のための治療が継続的になされた形跡もない。

前記のとおり、歯周疾患の治療には、おおむね1か月以上の長期間を要するのが歯科医学の常識であり、少なくとも、本件各被覆冠のように、最終的治療に入る段階で、又はその間際の歯周治療を終えた段階で装着されたものは、歯周治療の目的のためのものとは到底解し難い。

（3） まとめ

以上のことから、前記判示は認定の誤りを犯しているというべきである。

4 最終的治療処置との二重評価について

（1） 判旨の内容

判旨は、本件各被覆冠が歯周治療の目的で用いられたものであるから、最終的治療の点数に加えて、その点数算定を認めても二重評価には当たらないとする。

（2） 歯周治療目的の不存在

しかし、前記のとおり、本件各被覆冠は、その機能、装着時期に照らし、歯周治療用のものとは解し得ず、独立の点数評価には値しない。

（3） 被控訴人の点数算定の経緯と最終的治療処置との二重評価

ア また、別紙1のとおり、被控訴人は、A子患者の右上1、2番、左上1番の各歯牙について、平成7年6月6日に本件被覆冠1を装着して点数150点を算定するとともに、メタルコアの印象採得を行い、そのわずか1週間後には、右各歯牙にメタルコアを装着して640点を算定するとともに歯冠形成を行って2916点を算定し、その10日後に前装冠の装着を終えている。

また、別紙2のとおり、B子患者についても、平成7年7月4日、右上6番の歯牙に本件被覆冠2を装着し、同月12日、右上4番の歯牙につきメタルコアの印象採得を行うとともに本件被覆冠2及び3を装着し、点数100点を算定し、既に、次回診療日には、ブリッジの印象採得を予定している。そして、同月19日、右上4番の歯牙につきメタルコアを装着し、同歯牙及び右上6番の歯牙につきブリッジの印象採得を行い270点を算定し、また、同名歯牙につき歯冠形成を行い290点を算定し、同月28日にはブリッジ装着を終え、1834点を算定している。

イ 上記治療経過に照らせば、本件各被覆冠が、治療計画書に基づく長期にわたる歯周組織の維持、改善のための治療処置として装着されたものとは到底いえず、間もなく歯冠形成、支台築造、歯冠修復物装着等の処置が採られていることに照らし、独立した処置として点数を算定し得ない暫間被覆冠であることは明らかであり、前記各処置は、その後の歯冠形成等に伴う処置としてこれらの一連の最終的治療及び前処置の点数に含めて評価されているものである。

したがって、被控訴人のように、右各被覆冠をあえて歯周治療用装置に当たると

して、独立の点数評価をし、点数算定を求めることは、前記一連の最終的治療の点数に含めて評価されるべき処置を独立の処置として取り扱うことにより、実質上、二重に評価することを求めるものにほかならず、失当である。

第4 結語

以上のとおり、本件各被覆冠は、算定告示及びその解釈指針である保険発25号通知の定める歯周治療用装置の3要件のいずれにも該当せず、暫間被覆冠と認定するほかはない処置であることが明らかである。しかるに、原判決は、被控訴人の不自然かつ不合理な供述に安易に依拠し、前記告示や通知の趣旨、文言を無視ないし誤解した独自の解釈によって、前記各被覆冠が前記各要件に当たる旨断ずる誤りを犯しており、相当ではないから、取り消すべきである。

別紙1

A子患者の治療経過と点数算定

治療経過 本件被覆冠1及び最終的治療の算定点数

平成5年11月6日	適応検査
同月20日	精密検査
12月29日	再評価検査 歯科衛生士の実地指導
平成6年1月12日	再P除石、歯周疾患指導管理科 (歯肉の発赤、腫脹、排膿改善)
同月28日	再P除石
同年2月5日	再P除石 歯周疾患指導管理科 (歯肉の発赤、腫脹、排膿改善)
同年3月15日	再P除石
同月19日	同上
同月23日	同上
同年5月10日	歯周疾患指導管理科 (歯肉の発赤、腫脹、排膿改善)
同月17日	再評価検査 歯科衛生士の実地指導
同月24日	再P除石
同月31日	同上
同年6月7日	同上 治療中断
平成7年4月17日	歯周疾患指導管理科

	(歯肉の発赤、腫脹、排膿改善)	
同月18日	再P除石	
同月25日	左上1番のメタルコア一除去(注1)	
同月27日	右上1番、2番の前装FCK除去(注2)	
同年5月1日	RCT 歯周疾患指導管理科 (歯肉の発赤、腫脹、排膿改善)	
同月8日	RCT	
同月10日	左上1番につきTEK(注3)	
同月11日	同上	
同月24日	再P除石	
同月26日	右上2番左上2番につきTEK	
同月29日	同上	
同月30日	右上2番につきTEK	
同月31日	同上	
同年6月2日	同上	
同月5日	右上2番につき左上2番につきTEK	
同月6日	歯周疾患指導管理科 (歯肉の発赤、腫脹、排膿改善) メタルコアの印象採得(注4) 本件被覆冠1装着(注5)	150点
同月13日	銀合金メタルコア一装着	640点
	硬質レジン前装冠の歯冠形成(注6) TEK	2916点
同月23日	硬質レジン前装冠装着	5680点

- (注1) 古い修復物のメタルコア(土台)を除去したとの意味。
(注2) 古い前装冠(修復物。前装FCK)を除去したとの意味。
(注3) テンポラリークラウン。暫間被覆冠の意味である。
(注4) 新しいメタルコアの型を取ったという意味。
(注5) 本件で、歯周治療用装置か暫間被覆冠かが争われている被覆冠。
(注6) 歯冠形成の意味。最終的修復物である硬質レジン前装冠装着のため歯を削ること。

別紙2

B子患者の治療経過と点数算定 治療経過

本件被覆冠 2、3 及び最終的治療の算定点数

平成 6 年 12 月 7 日	適応検査	
同月 19 日	精密検査	
平成 7 年 1 月 19 日	右上 4 番、6 番、7 番につき歯周初期治療 除石	
同年 2 月 3 日	歯周疾患指導管理科 (歯肉の発赤、腫脹、排膿改善)	
同月 24 日	右上 7 番、6 番、4 番、2 番ないし左上 7 番につき再評価検査 歯科衛生士の実地指導	
同年 3 月 3 日	歯周疾患指導管理科 (歯肉の発赤、腫脹、排膿改善) 再 P 除石	
同年 3 月 10 日	再 P 除石	
同月 14 日	同上	
同年 4 月 1 日	歯周疾患指導管理科 (歯肉の発赤、腫脹、排膿改善)	
同年 5 月 8 日	同上	
同月 30 日	再評価検査 歯科衛生士の実地指導	
同年 6 月 3 日	歯周疾患指導管理科 (歯肉の発赤、腫脹、排膿改善) 再 P 除石	
同月 10 日	再 P 除石	
同月 14 日	同上	
同年 7 月 4 日	右上 4 番ないし 6 番のダミー切除 (注 1) 右上 6 番につき FCK 除去 (注 2) 本件被覆冠 2 装着 (注 3) 50 点 右上 4 番につきメタルコア一除去 歯周疾患指導管理科 (発赤は、不変と改善の両方の記載あり。腫脹、排膿は改善との記 載。)	
同月 12 日	右上 4 番につきメタルコア一の印象採得 本件被覆冠 3 装着 (注 4) 100 点 次回、ブリッジの印象採得を予定	
同月 19 日	右上 4 番につき銀合金メタルコア一装着 右上 4 番及び同 6 番につきブリッジの印象採得 270 点 歯冠形成 290 点	
同月 28 日	ブリッジ装着 834 点	

(注1) B子患者の右上4番ないし6番の各歯牙には、古いブリッジがかけられており、右上5番の歯は人工歯(ダミー)であった。ダミー除去とは、古いブリッジを切断し、右人工歯を取り除いたという意味である。

(注2) ブリッジを除去したという意味。

(注3) 本件で、歯周治療用装置か、暫間被覆冠かが争われているもの

(注4) 同上